

事業群評価調書(令和3年度実施)

基本戦略名	1-4 みんなで支えあう地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	子ども政策局 子ども家庭課	平川 顕作
施策名	2 きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援	事業群関係課(室)		
事業群名	④ 社会的養護体制の充実	令和2年度事業費(千円)	※下記「2. 令和2年度取組実績」の事業費(R2実績)の合計額 17,171	

1. 計画等概要

(長崎県総合計画テェンジ&チャレヅ2025 本文)		(取組項目)								
子どもの家庭における養育が困難又は適当でない場合には「家庭における養育環境と同様の養育環境」を確保する必要があることから、里親等への委託を推進するとともに、これらが適当でない場合には、「できる限り良好な家庭的環境」となるよう、児童養護施設等の小規模かつ地域分散化を進めるなど体制の充実を図ります。		i) フォスタリング機関の設置、里親・ファミリーホーム支援体制の整備など、里親等への委託の推進 ii) 当事者である子どもの権利擁護と、パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進 iii) 施設の小規模・地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換の推進 iv) 開放的環境への移行や専門性強化など一時保護改革の推進								
事業群	指標	基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)	(進捗状況の分析)	
	社会的養護における里親等への委託措置率	目標値①	/	19.7%	22.1%	25.4%	29.9%	34.0%		34.0% (R7)
		実績値②	17.3% (R元)	/	/	/	/	/		進捗状況
達成率②/①		/	/	/	/	/	/	—		
									令和2年度の社会的養護における里親等への委託措置率は16.1%と目標値18.6%に届かなかった。 平成23年度以降、児童相談所への里親委託等推進員の配置や長崎県里親育成センターの設置、施設への里親支援専門相談員の配置促進等により、里親制度の周知や里親の確保については、一定の効果があつた。 里親等への委託ができない要因として、保護者の同意がとれない、施設での専門的なケアが必要な児童である等があり、今後、保護者への里親制度の理解促進、施設入所措置後の家庭復帰が困難な場合の里親委託または養子縁組への移行支援等のさらなる取り組みが必要である。	

2. 令和2年度取組実績(令和3年度新規・補正事業は参考記載)

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費(単位:千円)			事業概要	指標(上段:活動指標、下段:成果指標)			令和2年度事業の成果等	
				R元実績	うち一般財源	人件費(参考)		主な指標	R元目標	R元実績		達成率
				R2実績					R2目標	R2実績		
				事業実施の根拠法令条項								
			事業期間	法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業(公共、研究等)	令和2年度事業の実施状況(令和3年度新規・補正事業は事業内容)	R3目標				
			所管課(室)名			事業対象						
取組項目	○	1	里親育成支援事業	18,227	9,114	1,591	児童相談所に里親支援員を設置し、里親支援機関と連携して里親への訪問等の支援を実施した。里親育成センターを設置し、里親制度の広報啓発や里親希望者等への研修を実施した。	【活動指標】 里親出前講座参加者数(人)	360	290	80%	●事業の成果 里親出前講座を県内各地で行ったことから、R2の参加者は減ったものの、里親登録数は、H28からの5年間で46%増加し、新規里親の確保が図られた。
				17,171	8,586	1,565			300	219	73%	
				24,204	12,184	1,571			300			
			H25-			【成果指標】			17.6	17	98%	
			子ども家庭課	—	—	—			里親および里親希望者	里親等委託率(%)	18.6	
								19.7				

取組 項目 iii	○	2	児童福祉関係社会福祉 施設整備事業	196,225	1,184	1,591	地方公共団体、社会福祉法人等が整備する施設整備及び設備整備に要する費用の一部を補助することにより、県社会的養育推進計画に則った施設のケア単位の小規模化をはじめとした施設の整備を促進し、施設入所児等の福祉の向上を図った。	【活動指標】 当該補助金を利用し、施設整備を実施した児童福祉施設数(施設)	1	1	100%	●事業の成果 R2年度の実施はないが、本事業の実施により、施設の整備を促進し、施設入所児等の福祉の向上に繋がった。
				0	0	1,565		—	—	—		
				81,047	16	1,571		2				
			次世代育成支援対策推進法第11条			【成果指標】 R元：家庭的養護推進計画に則り、小規模化を行う児童福祉施設のうち、当該補助金を利用した施設数(累計)(施設)	1	1	100%			
			H17-					R2-：社会的養育推進計画に則り、小規模化を行う児童福祉施設のうち、当該補助金を利用した施設数(累計)(施設)	—	—	—	
			こども家庭課	○	—	—	児童福祉施設		1			

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	フォスターリング機関の設置、里親・ファミリーホーム支援体制の整備など、里親等への委託の推進	<p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で広報啓発活動等が例年通りに実施できない中でも、新たに25世帯の里親を確保できた。 一方で、保護者の同意がとれないことや施設での専門的なケアが必要な児童等の場合、里親等への委託ができない要因となっている。 	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童相談所における、保護者への里親制度の理解促進、施設入所措置後の家庭復帰が困難な場合の里親委託または養子縁組への移行支援の実施体制を強化する。 里親の養育力向上を図る各種研修を充実する。
ii	当事者である子どもの権利擁護と、パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進	<p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 措置された子どもや一時保護された子どもの権利擁護の観点から、当事者である子どもからの意見聴取や意見を汲み取る方策、子どもの権利を代弁する方策について整備が必要である。 	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもの権利擁護に取り組むため①子どもの権利擁護を行う権利擁護部会の設置と、②施設等を巡回して子どもの意見表明を支援する意見表明支援員(第三者)を配置するとともに、子どもによる意見表明があった場合に代弁を行う仕組みの検討を進める。
iii	施設の小規模・地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換の推進	<p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童養護施設におけるケア単位の小規模・地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換のための施設整備を実施しているが、取り組みの状況には施設によってばらつきが見られる。 	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、施設ごとの課題を整理しながら、児童養護施設におけるケア単位の小規模・地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換を推進する
iv	開放的環境への移行や専門性強化など一時保護改革の推進	<p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもを一時的にその養育環境から分離する一時保護中においても、子どもの学習権保障や権利擁護をはかり、一時保護の目的を達成するために必要最小限の期間で、安全・安心な環境において、子ども一人一人の状態に合わせた個別的な対応や適切なケアを提供する必要がある。 	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> 閉鎖的な環境で行う一時保護期間を必要最小限とし、開放的な環境において原籍校への登校保障に取り組む等、子ども一人一人の状態に合わせた個別的な対応ができるよう、施設における一時保護専用施設の整備を県内に4か所で検討する。

4. 令和3年度見直し内容及び令和4年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	令和3年度事業の実施にあたり見直した内容		令和4年度事業の実施に向けた方向性		
			事務事業名	※令和3年度の新たな取組は「R3新規」等と、見直しが無い場合は「—」と記載	事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
			事業期間 所管課(室)名				
取組項目 i	○	1	里親育成支援事業	委託業務に、里親希望者のアセスメント(家庭訪問調査等)、未委託里親支援、里親選定等の業務を新たに追加し、里親のリクルートから里親の選定まで、児童相談所と連携しつつ、切れ目なく実施できる体制を整備した。	②	里親等のリクルートの段階から、里親委託後の里親養育の支援を行う関係機関との連携を強化し、より一層の里親支援の体制整備を行う。 また里親の養育力向上を図る各種研修を充実する。	改善
			H25-				
			こども家庭課				
取組項目 iii	○	2	児童福祉関係社会福祉施設整備事業	—	—	長崎県社会的養育推進計画に基づき、施設の小規模・地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換を行うこととしており、引き続き家庭的養護の推進を図る。	現状維持
			H17-				
			こども家庭課				

注:「2. 令和2年度取組実績」に記載している事業のうち、令和2年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができていないか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- ⑩ その他の視点